

## 【参考】助成対象事業所であることが確認できる資料について

(※交付申請書の提出時に添付が必要です。)

### (1) 障害福祉サービス施設・事業所等のサービス継続支援事業

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所(職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む。)。  
⇒感染者(濃厚接触者)の氏名、感染(濃厚接触)時期、感染(濃厚接触)した際の状況等をまとめた任意の資料を添付してください。
- ② 濃厚接触者に対応した短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所。  
⇒濃厚接触者の氏名、濃厚接触者にサービス提供をした時期、濃厚接触した際の状況等をまとめた任意の資料を添付してください。
- ③ 仙台市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所。  
⇒確認資料は不要です。
- ④ 発熱等の症状を呈する利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設等。  
⇒自費検査対象者の氏名、事業者側で「検査が必要」と判断した理由、行政検査の対象外とされた経緯等について記載した任意の形式の理由書を添付してください。
- ⑤ ①、③以外の通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員が、居宅で生活している利用者に対し、その居宅等への訪問によってできる限りのサービスを提供した事業所。  
⇒個別サービス計画書(写)及びサービス提供記録(写)を提出してください。  
(居宅において提供したサービスの内容が分かるもの)

### (2) 障害福祉サービス施設・事業所等との協力支援事業

- ① (1)の①又は③の通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所に協力した場合。  
⇒協力の内容(協力を行った事業所の名称、協力時期、協力の方法等)をまとめた任意の資料を提出してください。
- ② 感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所、入所・居住系サービス事業所、訪問系サービス事業所、相談支援事業所へ協力した場合。  
⇒自主的に休業した事業所が発した利用者への休業の通知等、休業期間や休業していたことが分かる任意の資料及び協力内容(協力を行った事業所の名称、協力時期、協力の方法等)をまとめた任意の資料を提出してください。